

# 令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名  
令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務
- (2) 業務内容  
別紙資料1「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」参照
- (3) 業務期間  
契約締結日から令和8年1月16日（金）まで
- (4) 契約方法  
公募型プロポーザル方式による随意契約

## 3 委託契約限度額

金 9,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

- (1) 委託金額には、「4 業務内容」に定める内容を履行するために必要となる一切の経費（各種手続き、打合せに要する交通費等）を含むものとする。
- (3) 委託金額の支払いは、受託者から提出された業務完了届を本市にて受領後、受託者の請求に基づき行うものとする。

## 4 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たした単体企業又は共同企業体とする。

- (1) 本業務の実施に当たり、本市の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 本プロポーザルの告示日において、関市競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の場合は、参加意向申出書の提出までに関市競争入札等参加資格申請をすること。  
共同企業体の場合、構成員の全てが上記を満たしていること。
- (3) 直近5年間において、国又は地方自治体が発注する「公共施設等への太陽光発

電設備等の導入可能性を調査・検討する業務」を受託した実績があること。

共同企業体の場合、共同企業体として上記を満たしていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てをしていない者であること。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (8) 直近の年度における法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。
- (10) 共同企業体の構成員は、単体企業での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。

## 5 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

### (2) 提出書類

参加者が本市に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、提案書が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属することとする。

提出されたすべての書類は参加者に返却しない。

なお、提出された書類について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

### (3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。

- (4) 参加者の複数提案の禁止  
参加者は、1事業者につき1提案とし、複数の案の提案は認めない。
- (5) 提出書類の変更禁止  
一度提出した提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (6) 参加意向申出書及び提出書類の無効  
プロポーザル参加資格を満たさない者、提出書類に虚偽の記載が判明した者若しくは重要な事実を記載しなかった者、提出書類を提出期限までに提出しない者、誤字等により記載事項が確認できない者及び本実施要領に違反することが判明した者は、参加意向申出書又は提案書を無効とする。

## 6 スケジュール

実施予定時期	実施内容
令和7年 6月 6日 (金)	プロポーザル実施要領等の公表
令和7年 6月 6日 (金) ~ 令和7年 6月 19日 (木) 午後5時	質問受付 ※回答については、質問受付次第随時対応いたします。
令和7年 6月 20日 (金) 午後5時	参加意向申出書等提出期限
令和7年 6月 23日 (月)	参加資格審査結果の通知
令和7年 7月 7日 (月) 午後5時	提出書類提出期限
令和7年 7月 中旬 ※予定	審査 (プレゼンテーション審査)
令和7年 7月 中旬 ※予定	審査結果の通知
令和7年 7月 下旬 ※予定	契約手続き (協議等)、契約締結

## 7 質疑応答

- (1) 質疑応答期間  
令和7年6月6日 (金) ~令和7年6月19日 (木) 午後5時
- (2) 質問方法  
ア 「16 問い合わせ先」の事務局 (以下「事務局」という。)に持参、郵送又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務プロポーザルに係る質問票〇〇 (事業者名)」と明記すること。  
イ 電子メールで質問票を提出した場合は、「17 書類提出先及びお問い合わせ先」に電話にて受信確認を行うこと。  
ウ 電話による質問は受け付けない。
- (3) 回答方法  
ア 質問に対する回答は、令和7年6月20日 (金) 午後5時までに質問者を

非公表の上、随時、関市ホームページ上で公表することとする。

イ 上記「(1) 質問受付期間」を経過して提出された質問に対しては、回答しない。

## 8 参加申込み及び参加資格審査

### (1) 参加意向申出書等受付期間

令和7年6月6日（金）～令和7年6月20日（金）午後5時

### (2) 提出書類（各1部）

ア 様式2「参加意向申出書」

イ 様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」

ウ 共同企業体協定書の写し（任意様式）※共同企業体で参加する場合

なお、共同企業体による参加にあつては、様式3「会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績」は構成員ごとに提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により、令和7年6月20日（金）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意向申出書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

### (4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を応募者に対して様式4「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

## 9 企画提案

企画提案をする場合は、資料1「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」を参照し、次のとおり提出すること。

提出書類提出後、本市が参考資料を求めた場合、即時対応をすること。

### (1) 企画提案書等受付期間

令和7年6月23日（月）～令和7年7月7日（月）午後5時

### (2) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 様式5「企画提案書提出届」

イ 様式6「実施体制」

※ 実施体制表には、配置を予定している者全員を記載すること。

※ 記載された資格を証するものの写しを添付すること。

ウ 「企画提案書」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版  
10枚程度とする。

企画提案書には、下記内容を含めること。

- (ア) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査及び基礎情報の収集・整理
- (イ) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
- (ウ) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
- (エ) 上記（ア）～（イ）の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討
- (オ) 令和8年度以降の再エネ導入事業実施に当たっての事業仕様書（案）の作成
- (カ) 報告書の作成
- (キ) 打合せ協議
- (ク) その他（独自性、本業務での留意点、類似実績等）

エ 「業務工程表」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版1枚とする。

オ 「見積書」 ※ 様式は任意とし、A4版とする  
※ 見積書は、数量、単価等を記載した見積内訳書も提出すること。  
※ 消費税及び地方消費税（税率は10%）を含んだ額とすること。

(3) 提出部数

6部（各部、左上ダブルクリップどめとする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送により、令和7年7月7日（月）午後5時必着とする。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル提案書等在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

なお、上記「(1) 受付期間」以外の期間に提出された書類は、受け付けない。

## 10 辞退

上記「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合等で本プロポーザルの参加を辞退しようとする者は次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類（各1部）

ア 様式7「辞退届」

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土、日、祝日等の閉庁時を除く午前9時から正午まで、又は、午後1時から午後5時までの間に「16 問い合わせ先」に持参すること。郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル辞退届在中」と朱書きの上、簡易書留郵便その他到着を確認できる方法で「16 問い合わせ先」まで提出すること。

### 1.1 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める資料3「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務プロポーザル審査要領」に基づきプレゼンテーション審査を行うものとする。

### 1.2 審査結果

- (1) 審査結果は、参加者に対し様式8「プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。
- (2) 通知内容は、通知相手先の順位、通知相手先の順位点の合計得点数、受託候補者の名称業務受託候補者の順位点の合計得点数とする。
- (3) 審査に係る講評は公表しない。
- (4) 審査結果に関する異議は認めず、質問も受け付けない。
- (5) その他詳細は、資料3「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務プロポーザル審査要領」を参照すること。

### 1.3 公正なプロポーザルの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (5) その他、プロポーザルにおいてその公正な執行を妨げること、虚偽の提案等を行うこと又は不正な利益を得ようとすることをしてはならない。

- (6) 上記(1)～(5)に該当することが判明した者は失格とする。

#### 14 契約締結

##### (1) 契約の締結

ア 委託契約に当たっては、審査された提案内容を直ちに契約内容とするものではない。選定された受託候補者は、提案書等に記載された業務内容、その他必要事項について本市と協議及び調整を行い、業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、双方合意の上で、追加、変更又は削除を行い、委託契約を締結する。

イ 資料1「令和7年度関市公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査業務仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、受託候補者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該提案書等の内容の範囲内において、業務内容が追加される場合がある。

ウ 契約金額には、業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

エ 契約締結に関する協議において、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。この場合において、プロポーザル審査による受託候補者の選定を取り消すとともに、次点の事業者を業務受託候補者として選定の上、上記ア～ウの事項を準用し、契約を締結するものとする。

オ 契約締結後において、業務運営の適正を期すために本市が行う指示に受託者が従わないとき、その他業務を継続することができないとき、又は不相当と認められるときは、契約を解除することがある。この場合において、受託者に損害が生じたとしても、本市はその補償の責めは負わない。

##### (2) 業務の実施

ア 本業務は、仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて実施すること。

イ 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び本市例規を遵守すること。

ウ 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

エ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

オ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該再委託の相手先については関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 契約金額支払

受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき支払うものとする。

## 1 5 情報公開及び提供

関市ホームページに以下の情報を掲載する。

(1) 業務受託候補者決定前

- ア 公募型プロポーザル実施要領
- イ 仕様書 (資料1)
- ウ 提案書等評価基準 (資料2)
- エ 審査要領 (資料3)
- オ 各種様式 (様式1～8)
- カ 共同企業体協定書(案) (参考)

(2) 受託候補者決定後

下記項目の内、ア～エを公表するものとする。

- ア 受託候補者の名称
- イ 各参加者の順位及び順位点
- ウ 委託契約予定金額
- ※ 受託候補者以外の参加者名は除く。

なお、提出された書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。

## 1 6 問い合わせ先

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市 市民環境部 環境課

T E L : 0575-23-7702

F A X : 0575-23-7750

E-mail : kankyo@city.seki.lg.jp